

郡山市電子自治体推進本部設置要綱

平成13年12月4日制定
平成14年4月1日一部改正
平成15年4月1日一部改正
平成19年4月1日一部改正
平成20年4月1日一部改正
平成22年4月1日一部改正
平成23年5月1日一部改正
平成24年4月1日一部改正
平成25年11月1日一部改正
平成26年4月1日一部改正
平成27年4月1日一部改正
平成29年4月1日一部改正

[政策開発部ソーシャルメディア推進課]

(目的)

第1条 本市の電子自治体化を推進するため、郡山市電子自治体推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、前条の目的を達成するため、次に挙げる事務を所掌する。

- (1) 本市の電子自治体化に係る基本計画の策定及びその推進
- (2) その他本市の電子自治体化の推進に必要な事項

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び委員をもって組織する。

2 本部長には、郡山市副市長の事務分担等に係る規則（平成27年郡山市規則第29号）第5条に規定する第1順位の副市長を、副本部長には他の副市長をもって充てる。

3 委員には、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、推進本部を統括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、本部長の職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が招集し、本部長が会議の議長となる。

(委員会等)

第6条 推進本部に、別表2に掲げる職にある者をもって構成する委員会を置き、委員長には、政策開発部ソーシャルメディア推進課長をもって充てる。

2 委員会は、推進本部に付議すべき事案等について、あらかじめ調査・検討を行う。

3 委員会は、専門的事項の調査・研究のため、必要に応じ関係職員で構成するワーキンググループを置くことができる。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、政策開発部ソーシャルメディア推進課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年12月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

総務部長、政策開発部長、財務部長、税務部長、市民部長、文化スポーツ部長、生活環境部長、保健福祉部長、子ども部長、農林部長、産業観光部長、建設交通部長、都市整備部長、会計管理者、議会事務局長、教育総務部長、学校教育部長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長、上下水道局長
--

別表2（第6条関係）

総務部総務法務課長、総務部行政マネジメント課長、政策開発部政策開発課長、財務部財政課長、税務部市民税課長、市民部市民・NPO活動推進課長、文化スポーツ部文化振興課長、生活環境部生活環境課長、保健福祉部保健福祉総務課長、子ども部子ども未来課長、農林部農業政策課長、産業観光部産業政策課長、

建設交通部道路建設課長、都市整備部都市計画課長、会計課長、議会事務局総務議事課長、
教育総務部総務課長、学校教育部学校管理課長、選挙管理委員会事務局次長、
監査委員事務局次長、農業委員会事務局次長、上下水道局総務課長